

修身教科書の親孝行譚

－ 〈親孝行〉の近代 －

- 1 視点と方法
- 2 国家の権限
- 3 子の自己犠牲
 - (1) 明治初期の孝行譚
 - (2) 文部省の教科書政策
- 4 忠孝一致
- 5 親の看病・介護と弔い
- 6 親子の情愛と役割
 - (1) 親を喜ばす
 - (2) 子どもの労働と親の労働
 - (3) 親としての情愛

はじめに

「親孝行」などということばは、もはや死語のように思える。戦後、親孝行が封建的な儒教道徳として批判されてきたことが、その大きな要因の一つだろう。しかし、おそらく今でも多くの方は親孝行を悪いこととは考えていない。むしろ、望ましいことである。だからこそ、「父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ」という一節をもって、「教育勅語」復活論が繰り返され、親孝行は「普遍道徳」だと言われたりする。しかし、次の孝行譚はどうだろう。

下総の一農家に2人の子どもがいた。兄は13歳、弟は8歳。その継母は里人と姦通し、姦夫と一緒に父を酔わせて刺殺した。ことの次第を知った兄は、姦夫が兄弟をも殺そうとしていることを察し、弟とともに父の仇を討とうと図る。2人は姦夫のくつを隠しておき、姦夫がくつを探しているすきに脇と背を真刀で刺した。継母は捕えられ、獄につながれた。

この話は、明治8（1875）年に出された修身教科書『近世孝子伝』に記載された例話「下総二童」の要約である。江戸時代の実話を元にしたものだが、今日感覚からすれば、親孝行というにはあまりに凄惨である。しかし、著者の城井壽章は兄弟の仇討ちを「知略」にとみ、有名な日野阿新（阿新丸）の仇討ち譚と「美を千載の上に」並ぶと絶賛している。今日では歴史的な逸話としてしか読みようがないが、明治初年においては、なおも美談としてのリアリティがあったのだろう。

仇討ちは極端な例であるとしても、この話は何を親孝行と考えるかが、どれほど歴史的に変化するかをよく表している。親孝行を単純に普遍道徳と見なすことはできないということである。和辻哲郎の言うように、「ある国民において、歴史的に作り出された特有の道徳が、そのまま現在の実践の場合に規準として役立つなどということは、非常な嘘である」（和辻;452頁）。

とすれば、今日からすれば、古き時代の遺物のように思える戦前の修身教科書に記載された親孝行譚も、明治以降の時代の変化を反映しているということになる。明治以降の近代化の過程で、親孝行をめぐる言説はどんな変化をたどってきたのか。戦前の小学校修身教科書に記載された孝行譚を中心に、その変化を分析するのが本稿の目的である。

1 視点と方法

分析に入る前に、先行研究の到達点を踏まえつつ、本稿の視点を明らかにしておきたい。教育勅語や家族国家観に関する膨大な研究に比して、明治以降の親孝行の変遷について具体的に分析した研究はあまりない。だが、儒教道徳である「孝」が戦前を通じて家制度や天皇制国家を支えた支配道徳だったと指摘するものは多い。たとえば、儒教研究者の下見隆雄は、「日本の近代」を「儒教主義を背景とする『教育勅語』時代」と捉え、教育勅語の忠・孝は、「中国古来の儒教主義に依拠していることは明らかである」と指摘する（下見2002:188,200頁）。白川蓉子は、「孝」は「儒教からきたもので封建社会の人間関係で定まっている十条の義理のひとつ」であり、後に「君につくす忠義と子たる義務をはたす孝行が一本化され、忠孝が道徳の柱となり、戦前までこの道徳がゆきわたっていた」と述べている（白川;149頁）⁽¹⁾。

しかし、他方、川島武宜は、教育勅語は「儒教的構成を捨象し、その表現において儒教との系譜的つながりを明らかに保持しながらも、同時に抽象的な項目の列挙となっており、万古不易の『自然法』としてあらわれる側面を持っていた」。国民学校の教科書も、「国家的統一の要求」が強まった結果、「もはやあの『家』中心的な道徳ではなく、家を越えた横の・人間相互のあいだでの規範が強調されざるを得なかったし、また、他方、いわゆる親の恩の説教も孝に対する対価・条件という色彩をはなはだしく失い、『人類の自然の情』として、親へ

の子の愛情を説き養うという方向に向かっていた」と指摘している(川島;123～124頁)(2)。

中世から近代までの膨大な孝子説話集を分析した徳田進は、明治以降の修身や国語教科書の孝子説話について、「封建時代のものも、近代の市民社会に適合するよう意図されるところ」があり、「合理主義的見地のもとに、架空の分子や反人権の要素の強いものは避けられ孝道事実に立つ史譚が重んじられるようになった」と述べている(徳田;9頁)。

牟田和恵もまた、明治20年前後から20年代後半にかけて、修身教科書の孝行の例話が「合理化」「適正化」され、「全生活をなげうつかのような親への奉仕ではなく」「単に敬親の心が強かったことのみが讃えられるべき徳として描かれるように」なり、さらには、孝行が「親子の対等の情愛と家族の幸福に関わるものとして出現する」と分析する(牟田;89～90頁)。

これらの研究によれば、儒教で言われる孝や近世の親孝行譚は、そのまま明治以降の学校で一貫して教えられていたわけではない。明治以降、孝行のあり方や意味づけは、かなり変化していくのである。

こうした先行研究に対して、本稿で新たな視点を加えうる点があるとすれば、一つには、国家の関与・介入が儒教的な孝行譚をどのように変えたかということである。「忠孝一致」言説によって、国家が孝よりも忠を上位に位置づけたことは多々指摘されてきたが(3)、忠孝一致は単に儒教的な忠を国家への忠にすり替え、それに儒教的な孝を接合したということではない。忠孝一致は、親子関係よりも国家や社会を優先することによって、親に対する儒教的・近世的な子の一体感や忠誠心を壊し、相対化するものだった(4)。また、国家の関与はこのような国家主義を強めただけではない。明治10年代半ば以降、教科書への統制が行われる中で、「普通教育」あるいは「国民道徳」として不適切な孝行譚が排除されていく。牟田や徳田の指摘した孝行の「合理化」や「適正化」は、多分にこうした国家の関与によって実現したものと考えられる。

もう一つは、親の行為や任務がどのように描かれてきたかということである。近年の社会的な家族研究では、家族員相互の情緒的な紐帯が「近代家族」の特徴の一つとして注目されてきた。牟田の分析もそうした研究の成果であり、「情愛」「親密さ」「心性」「団欒」などが分析の視点となっている。だが、近代家族は家族の情愛という心的側面を強めただけでなく、子どもを養い育てることを親の責務として位置づけ(落合, 沢山, 広井)、かつ、家族の情愛と家族としての責務の遂行とを同一視するものとされる(5)。とすれば、孝行が行為規範や任務を表すものである以上、親孝行論としては、親子の心的な側面だけでなく、任務に注目する必要がある。仮説的にいえば、一方的な子の献身のみを讃えてきた孝行譚が、親としての役割や任務をも書き加えざるを得なくなっていく点に、(近代の孝)の特質を求めることができると考えている。

なお、本稿では海後宗臣・仲新編『日本教科書大系近代編』第1・2巻(講談社、1961、1964

年。以下、『教科書大系』と略)と、宮田丈夫編『道徳教育資料集成』第1・2巻(第一法規出版、1959年)に収録された小学校修身教科書を分析対象とした(6)。もちろん同書に収録された教科書以外にも数多くの教科書が発行されたが、ここでは同書に収録された代表的な教科書の分析から、基本的な傾向を明らかにしていきたい。

2 国家の権限

さて、次の表は本稿で使用した検定期までの修身教科書に書かれた例話の一覧表である*。この表でゴシックにしたものは、明らかに明治30年代以後は見られなくなる孝行譚である(7)。この内、次のような例話が国家の権限に触れるものとして教科書から消えていく。

まずは、仇討ち譚。明治6年の『勸孝邇言』の「阿新丸」と、先に紹介した『近世孝子伝』の「下総二童」では、父を殺した者を息子が殺害することが、親への孝行と見なされている。阿新丸は有名な逸話であり、教育勅語の衍義書でもたびたび取り上げられている(8)。

『近世孝子伝』には母を殺そうとする娘の話も載っている。同心某の妻は「姦夫」と夫を殺す計画を立てる。2人の話を聞いた娘は、悩んだ末、「父重くして母軽し寧ろ不義の母を殺さん」と父に話すことを決意。娘の話を聞いた父は、怒って母と姦夫を殺し、娘は幕府の命により尼になることが認められる。この凄惨な話について著者は、娘の「カゲデタスク果断は天地神明の暗賛冥助して以て此一雙美を成さしむる」と絶賛する。

罪を犯した父への献身を描いたものも少なくない。「丈部祖父麻呂」「一太郎」「政太郎」「勝浦屋太郎兵衛の五子」は、いずれも幼い子どもらが罪を犯した父の代わりに自ら罪を償うと訴え、その熱意によって、罪が軽減されたり、流罪地で奉養することが認められたりする。

教科書や衍義書で繰り返し語られた「たちばなのはきりのむすめ橘逸勢の女」は、罪を犯した父への献身とその死を悼む話である。橘逸勢は伊豆に左遷されるが、娘は密かに父の後についていく。左遷先で父が病死すると、娘は尼になって父の法要を行う。娘の孝行ぶりが伝わって、父の罪が解かれ、娘は父の遺骨を持って上京する。

これらの話では、親の罪の身代わりを訴えたり、罪を犯した親に献身する子の孝心の強さは、法や刑よりも重いと捉えられているのだろう。だからこそ子の孝行によって親の罪が解かれることになる。孝を刑よりも重いと見る点では、「京師の僧某」も同様である。僧某は、母が生魚以外に食わずに衰弱していくのを見かね、法を破って生魚を取る。僧は捕らえられるが、その孝行ぶりに刑が免除される。

*表については省略

これらの例話のうち、仇討ち譚は江戸時代でも非常の孝と見なされていたようで、幕府が各地で表彰された事例を収集した『官刻孝義録』(1801年)でも、別項目に列挙されていた(菅野;6頁)。仇討ちは通常の孝行ではないが、それゆえに、得難く貴重な孝行譚だったのである。

だが、明治6(1873)年2月の太政官布告第37号「復習ヲ嚴禁ス」は、「古来ヨリ父兄ノ為ニ讐ヲ復スルヲ子孫ノ義務トナスノ風習」があるが、それは「畢竟私憤ヲ以テ大禁破リ私義ヲ以テ公権ヲ犯ス者」であるとして仇討ちを禁止した。人を殺すことは「国家ノ大禁」であり、人を殺した者を罰するのは「政府ノ公権」であるという(外岡;160頁)。これによって、かつて得難い孝として賛美された仇討ちは、「私憤」「私義」に過ぎないばかりか、「公権ヲ犯ス」行為と見なされるようになる。実際、明治8年の『近世孝子伝』を最後に、仇討ち譚を載せる教科書はなくなる。また、『幼学綱要』(明治15年)の編纂に際し、右大臣岩倉具視から復讐や仇討ちの話は省いて欲しいという要請がなされ(矢治;40頁)、『幼学綱要』から仇討ち譚が削除される。

明治15年の文部省訓示は、「其志忠孝ニ出ツト雖モ法令ニ背キ君父ノ為ニ復讐ノ挙ヲ為シ或ハ父母ニ供養スルカ為メニスルモ其所行ノ法令ニ反觸スルカ如キハ以テ教トナスヘカラス」とする(発達史2巻;500頁)。これにより、仇討ちだけでなく、親の罪の身代りや法を破って親に尽すことも、「法令ニ反觸スル」行為として否定されたものと思われる。明治25年まで残った橘逸勢の女を除けば、『幼学綱要』を最後に、国家の権限よりも孝を優先するような孝行譚は見られなくなる。

こうして、まず国家の権限や法令に反する孝行譚が教科書から排除された。親のために仇を討ったり、親の罪の身代わりを訴えたりする子の強い心情は、「公権」を犯す「私憤」「私義」として否定されたのである。

その後、仇討ちを否定する理由として、さらに別の解釈が加わる。時代はだいぶ下るが、国民学校の教科書『ヨイコドモ上』の教師用書(昭和16年)は、次のように述べる。「国民的自覚の希薄であった時代の道徳、或いはその自覚が希薄ではなかったにしても、それと直接に触れあふことの稀であった事情のもとで作り出された道徳は、たとへそれが我が国民特有の道徳であったとはいひ得るにしても、なお皇国臣民としての道徳とはなし難いものがある」「子どもが親の敵討ちのために一生を犠牲にするとはいふやうなことがらは、未だ国民全体をかへりみでの行為とはいひ難い」(仲;458頁)。

ここでは、仇討ちは子に多大な犠牲を強いるものとして捉えられている。しかも、そうした行為は「国民道徳」としてふさわしくないというのである(9)。次章で見るように、明治初年、子どもの自己犠牲は多大であればあるほど讃えられるべきものだった。だが、そうした発想はもはやここにはない。この半世紀ほどの間に大きな変化があったのである。

3 子の自己犠牲

(1) 明治初期の孝行譚

明治20年代半ばまでの教科書には、死をも厭わない子の献身や、無慈悲な親への献身といった、今日では異様にすら思える孝行譚がかなりある。

まずは、子の多大な自己犠牲や献身を讃える例話から。『近世孝子伝』にある「亀松」(11歳)は、父に噛みついた狼に立ち向かい、最後は狼の両眼をえぐり出して父を救う。同書には、子どもが親を救うためにワニに食われて死んでしまうという「西欧の奇孝児」の話もある。『幼学綱要』の「曹娥」は、溺れた父を探して水に飛び込み、3日後に父の屍を抱いて水中から浮ぶ。曹娥は死してもなお父の身体を離さなかったのである。また、衍義書にたびたび登場する「袈裟」は、夫への貞操と母への孝の狭間で悩み、ついには自ら仕組んで殺される。これらの話では、身を挺して親を守ったり、親のために命すら投げ出すことが孝行として讃えられている。また、これほどの犠牲とは言えないが、「弥作」はいよいよ暮らしが窮する中、妻を離縁して母を養う。親を養うために妻を離縁する話は、江戸時代の孝節書ではめずらしくない(菅野;41-49頁)。

子を鞭打つ親も登場する。「周の僧参」は父に鞭打たれて一時息絶え、「隨身公助」は、矢試しに出て負けたことで父に鞭打たれる。僧参が鞭打たれる理由は何も書かれておらず、公助の父は、「人におくれを取ることの甲斐なさよ」と人中をもはばかりず、「怒りにまかせて散々に」打つ。だが、子の方はどちらも自分よりも父の体の方を気遣う。

翻訳教科書の『童蒙をしえ草』(イギリスのチェンバース著、福沢諭吉訳)には、「性質^{カタマ}姦しくして温順」ならざる母が登場する。「ませどにや国の大王あれきさんどる」は、母の慢心が「国家の大害を為さん」とする時でも、母の涙の一滴の方が大事だと思う。これは「父母の心宜しからずして無理をいふとも子たる者はこれに堪へ忍びて尚も孝行を盡さざるべからず」と説くための例話である(10)。

子を憎み、殺そうとする親さえいる。とくに『幼学綱要』の「二十四孝」系説話には、そうした親が少なくない(11)。「虞舜」の父は妻が死ぬと再婚し、弟の象が生まれる。父と継母は「舜ヲ憎ミテ象ヲ愛シ」、常に舜を殺そうとするが、舜は「子ノ道」を失わない。「閔損」の継母も自分の子だけをかかわがる。父がそれに気づいて継母を離縁しようとしたところ、損がそれを引き止める。「王延」9歳の時母死亡。延の継母は「無道」で、真冬に生魚を求め、獲れないと延を鞭打ち血を流す。延は氷を割ってようやく魚を得る。「帰鉞」は父が再婚後「愛ヲ失フ」。父や継母に責められ、鞭打たれる。父死亡後、鉞は家を出されるが、継母とその実子が困窮した際、二人を迎え入れ養う。『普通小学修身談』の有名な孝行譚「王祥」も、同様

である。継母が王祥をそしるため、父も王祥を悪む。継母は生魚や黄雀などを求めるが、王祥は奇跡的に手に入れる。

これらの例話では、親の子に対する思いや親としての役割はほとんど描かれていない。親の無慈悲さや横暴さは、この当時、子の孝心の強さを際立たせるために必要ですらあったのだろう。子はどんな親に対しても、またどんな親の要求に対しても従い続けるのである。

その前提には、「身体髪膚之ヲ父母ニ受ク」（孝経）、「身ハ父母ノ遺体ナリ」（曾参）という発想がある。明治25年『高等小学修身』の「楽正子春」の例話は、明治前期の教科書に繰り返し登場したこれらのことばを具体的に説くためのものである。楽正子春は、階段で足を傷つけ、数ヶ月一室にこもった。子春はその理由を門人に問われて、「我は、父母より、全き身体を、もらひ受けたれば、亦、傷つけずして、帰すを、孝行なりとす。然るに、我、之を犯したれば、傷は、はや、癒えたれども、其の罪を憂へて、斯く、外に出でざるなり」と答える。

今となっては不可解で非現実的な話だが、この例話は、自分の身体は「父母ノ遺体」である以上、それを傷つけること自体が不孝だと言う。こうした親への一体感が前提にあるがゆえに、どんな親であれ、どんな親の言いつけであれ、子は身をうち捨てても献身しなくてはならなかったのだろう。

(2) 文部省の教科書政策

だが、以上のような孝行譚もまた、『幼学綱要』以後減少し、明治20年代半ばの教科書ではあまり見られなくなる。それは、次のような文部省の政策によるところが大きかったのだろう。

明治15(1882)年の「小学修身書編纂方大意」は、儒教を道徳の基本に据えるとしつつも、「古人ノ善行著明ニシテ典籍ニ存スルモノ或ハ偏倚スル所アリテ往々中庸ニ適ハサル者アリ」と述べる。それゆえに、教科書には「専ラ聖賢ノ嘉言ヲ挙ケ」て生徒に暗誦させ、「善行」は「別録」にするとしている(宮田1巻:12~13頁)。

さらに、同年の文部省訓示は、「温良着実」の徳育を涵養するために、「詭激ノ言論及ヒ奇僻激烈ニシテ中道ヲ過クル行為ノ如キ事実ノ猥褻ニ涉リ主義ノ放縦ニ属スルカ如キ」ものを記載する書籍を修身教科書から「斥除」と言う(発達史2巻:500~501頁)。

こうした文部省の方針に沿って、例話を排除し、嘉言や格言で構成した文部省『小学修身書』(明治16年)が作成される。唐沢富太郎はこの文部省『小学修身書』によって、修身教科書は「儒教主義教科書時代」へと切り替えられたと指摘している(唐沢:107頁)。だが、文部省のこの教科書は、儒教の言葉を生徒に暗誦させることを主眼とする一方で、古人の善行が「中庸ニ適ハサル」ものであるという認識に基づいて作成されたものでもあった。その意味

では、同じ「儒教主義」とは言いながら、文部省の『小学修身書』と、例話がほとんどを占める『幼学綱要』とでは、「古人ノ善行」に関して全く異なる認識を持っていたと言えるだろう。

その後、修身は教科書を用いるかどうかで揺れるものの(12)、「内外古今人士ノ善良ノ言行」を教えることとなり、教科書は例話中心に戻る。しかも、その内容は「児童ニ適切ニシテ且理會シ易キ簡易ナル事柄」とされ、子どもの理解力に配慮することが求められるようになる(13)。明治26(1893)年の文部省訓令9号もまた、「古今ノ人ノ善行」は「或ハ矯激ニ流レ中庸ヲ失ヒ又ハ變ニ処スルノ^{ごんどう}權道ニシテ歴史上ノ美談ト為スヘキモ以テ教育上ノ常經ト為スヘカラサル者アリ」、各教員は「普通教育ノ適當ナル範圍」に注意して教授するようにと述べている(発達史3巻:737頁)。復活した例話からも「矯激」なもの、「中庸」を欠くものは排除され、教えるべき内容は「普通教育ノ適當ナル範圍」に限定されたのである。

明治20年代半ばは、教育勅語に基づいて修身教科書が作られるようになる時期だが(14)、同時に、子どもの発達に見合った修身教科書が本格的に作られるようになる時期でもあった。教科書の例話は、「普通教育」にふさわしい「中庸」で「温良着実」なものへと限定され、さらに子どもの理解力が考慮されることによって、この時期変化していったのだろう。その結果、明治15年当時、修身は儒教を基礎に置くとされたにもかかわらず、明治25年の教科書を最後に中国の古典的な孝行譚は教科書から消える。文部省による教科書への介入は、国家主義を強めただけでなく、身勝手な親や多大な犠牲を払う子どもを教科書から除外することにもつながったのである。

このように見てくると、『幼学綱要』の位置づけがこれまでとは違って見える。確かに『幼学綱要』は近世に流布した「二十四孝」などの儒教主義的な孝行譚を多く採用したが、『幼学綱要』が採りあげたような孝行譚がその後の教科書に継承されたわけではない。その意味で、『幼学綱要』は儒教主義を復活させたというよりも、近世的・儒教主義的教科書の最後に位置する教科書と言えるだろう(15)。

かくして、明治20年代半ばの新旧混在の時期を経て、明治30年代(1900年前後)になると、教科書に描かれた例話はかなり温厚で無難なものとなり、その例話の多くは国定教科書に引き継がれる。その意味で、戦前の修身教育の基本的な枠組みは、明治30年代前半にほぼ固まったものと考えられる。だが、国定期(明治37年以降)になると、さらに描き方が変化する(16)。以下では、代表的な孝行譚をテーマごとにわけて、その変遷を見ていきたい。なお、本章末に載せた表は、国定教科書に記載された孝行に関連する例話の一覧である。

4 忠孝一致

まずは忠孝一致に関する楠木^{まさつら}正行と平重盛の例話を見てみよう。両者とも有名な説話であり、明治初年から国定期まで用いられている。とくに、楠木正行は、孝に関わる例話としては、戦前を通じて一貫して取り上げられた唯一のものと言っていいだろう。楠木正行は朝敵を倒せという亡き父^{まさしげ}正成の命に従って戦い、最後は兄弟で差し違えて自害する。前述のように、子の命を犠牲にする例話が削除される一方で、天皇や国家への忠だけは例外なのである。

楠木正成・正行父子の話は、明治15年の『幼学綱要』では「忠節」の課に置かれ、親子2代にわたる天皇への忠節として位置づけられていた。それに対し、国定教科書では「忠孝一致」を象徴する例話として位置づけられている。忠孝一致は親への私的敬虔心を国家への忠誠心に接合するものと言われるが、忠孝一致を説く国定教科書よりも、むしろ『幼学綱要』の方が親への無条件の敬虔心を前提とするもののように思える。

『幼学綱要』では、父正成は足利尊氏との戦いに際し、死を覚悟して、11歳の正行に次のように語る。「身ヲ以テ国ニ殉シ。死有テ他無シ。汝我ニ報ズル所以。此ヨリ大ナルハナシ」。正成のこのことばの前提には、子に死を命じうるほどの父の権限とその命に従って死を決意する子の忠誠心がある。一方、国定教科書では、「我死すとも汝は我が志をつぎて必ず君に忠義を盡し奉れ。これ汝が我に盡す第一の孝行なり」(2期、明治43年)といった記述で一貫する。国定教科書も父への強い忠誠心を子に求めるものではあるが、ここには死を共有するような父子一体のメンタリティはない。国定教科書の父正成のことばは、死を以て自分に報いることではなく、天皇への忠義を尽すことこそ最も重要なものであると訴えているのである。

一方、平重盛は、後白河法皇を幽閉するために出兵しようとする父清盛に対して、それならば自分の首をはねてからにしてほしいと涙ながらに訴える。父に従うことは天皇への忠を否定するものである以上、重盛は父に従うわけにはいかない。楠木正行の話と違って、重盛の話は忠のためにいかに親を諫め、親の誤りを正すかを説く例話である。

平重盛は『幼学綱要』と国定3期(大正2年)、4期の高等小巻1児童用(昭和5年)で採用されているが、『幼学綱要』と国定3期の記述は実はかなり違う。『幼学綱要』では、まさに出兵しようとする父清盛に対し、重盛は「忠ナラムコトヲ欲スレバ孝ナラズ。孝ナラムコトヲ欲スレバ忠ナラズ。重盛ノ進退此ニ窮ル」と言う。だが、こうしたことばは国定教科書にはない。国定教科書での重盛の言は、「重盛君の御為には誓つて不忠の臣とならじ、されど父に敵対せんことさすがに忍び難し」と、大きく変えられている。

また、『幼学綱要』にある次のエピソードも国定教科書では削除されている。重盛は父の元から帰って、自ら2万の兵を集めた後、法皇が重盛に父を討てと命じたと清盛に伝えさせる。清盛はそれを聞いて惶惑する。その一方で、重盛は「我父ノ過ヲ救ヒテ。反テ其心ヲ傷フ。

吾罪大ナリ」と泣く。重盛は父を過ちから救ったと思いつつも、自ら父を傷つけたことに對して、罪の意識が拭えないのである。『幼学綱要』で、重盛は「世ニ四恩有リ。皇恩ヲ最ナリトス」と述べるが、同書が書かれたこの当時は、父への忠誠心の強さから、孝と忠との間になお葛藤や矛盾があったのだろう。それゆえに、重盛の話は単なる英雄譚ではなく、悲劇として心を打つ物語でもあった。

ところが、国定教科書の重盛からはこれほどの悲愴さも葛藤も伝わってこない。国定教科書は父に従わず父を傷つけたことに対する重盛の罪の意識を全く描かないまま、「是に於て重盛は忠と孝とを全うすることを得て美名を後世に遺せり」とまとめている。

教育勅語の衍義書でも同様の変化が見られる。とくに先のエピソードについては、変化が著しい。明治25年の日下部三之介『教育典範』では、重盛は父を傷つけたことを嘆いたあと、兵に向かって言う。「今日のことはまことに誤りに出でたり、これより速かに解き帰るべし」（日本大学1巻:209頁）。明治26年の松本貢『修身宝典』でも、重盛は「我が罪大なりと、泣きて止まざりき」。そして、兵を労して、「今日の事は、誤聞に属すれば、宜しく速に罷め帰るべし」と言う（同5巻:33頁）。この時期までは、父の命に従わなかった罪を涙ながらに嘆く重盛の姿が描かれている。重盛の嘆きや罪の念こそが親への孝を表すものだったのである。

だが、大正3年に書かれ、昭和11年に発行された杉浦重剛の『倫理御進講案』では、兵を集めた後の重盛の嘆きは総て省かれる(17)。重盛は兵に向かって言う。「此度の挙は父の無道を止めんが為めなり。今後もし召さば、此度の如く馳せ集まる可し」（同14巻:16頁）。同書の重盛は父の「無道」を兵に堂々と公言し、父に兵を向けることに一寸の迷いも抱かない。

国定教科書と衍義書がこのように話を変えたのは、重盛の先のことばやエピソードが、忠孝一致という点から問題とされたからである。教育学術会編『文検受験用教育勅語及戊申詔書解義』（大正7年）は、忠か孝かという重盛の葛藤は、「未だ真に忠と孝とを^{わきま}弁へざりし結果なり。何となれば吾が国の道德に在りては」「忠孝は一本にして、其の間に何等之を妨ぐるもの無ければなり」と述べる。そればかりか、重盛は父に対して「決然」として「大義滅親」の挙に出るべきであり、この「大義滅親」の挙は決して「不孝」ではなく、あたかも生命を保護するために「病毒に腐敗せる一指を切断すると等しきもの」とすら言う（同14巻:152～153頁）。重盛はもはや忠と孝との葛藤に苦しむことも、父を傷つけたことの罪悪感に嘆き悲しむことも許されないばかりか、天皇のために決然と親に兵を向けなくてはならない。天皇の前で父は「病毒に腐敗せる一指」にすぎないのである。

重盛の話に関連して、国定教科書は「万一父母の言行の道理に合はざるときは顔を和らげ言を穩かにして之を諫め、父母をして悪に陥ることなからしむべし」と説く（宮田2巻:415頁）。封建道德が「事理に違ふこと明白」な場合以外は、親の命令を子が自分の判断で取捨選択するようなことは間違いであり、間違った命令でも撤回を求めるだけであるとすれ

ば(木下;98-99頁)、国定教科書が求めるのはこのような孝ではない。むしろ逆に、国定教科書は天皇への忠のために父への忠誠を断ち切ることを求めるのである。その意味で、国定教科書の説く忠孝一致は、孝に対する国家の優位を確定するために、明治20年代半ばの衍義書まで見られた親への子の一体感や忠誠心を否定し、「畢竟一身一家を顧みずして公事に盡す」ことを求めているのである(『高等小学修身書新制第3学年用』明治43年、宮田2巻;504頁)。

5 親の看病・介護と弔い

親の看病・介護とその死を悼む話は、明治30年代前半までは孝行譚の中心的テーマである。親のために仕事を辞した中江藤樹や伊藤仁斎の例話のように、親の看病や介護は、何よりも優先すべきこととされる。彼らのようにそれほど生活の心配がない場合はもちろん、貧しい暮らしの中でも、『小学修身書』(明治14年)の宅兵衛は、70歳の母が行こうとするところは「用事を止めても伴ひ行き」、『高等小学修身訓』(明治25年)の正助は「農業公役の外、他出する事もなく、常に母の側に侍養」する。可能な限り親の側にいることが孝行として強調されているのである。

だが、『修身女訓』(明治26年)に登場する七郎・すゑ女は違う。父の死後、一人家にいる母のために奉公の暇を取って孝養すべきだと言う者に対して、兄妹は「幼きより主人の恵みにて人と成り、親を養ひしものを暇取らんは本位ならず」と否める。親のために側にいることよりも、働き続けることを優先するのである。

こうした変化をよく表していると思われるのは、^{さちよりめ}福依賣の話である。明治6年『勸孝邇言』では、福依賣は父が病気になったため、「常に側を離れず介抱遺ることなく余暇を以て傭力し」と書かれている。だが、明治25年『小学修身訓』では看病の記述はなく、父が病のため「つねに人にやとはれて、わづかの物をえて、父母をやしなへり」。明治25年『尋常小学修身書』も同様である。明治25年ごろの教科書から、常に病気や老いた親の側にいて世話をすることが孝行だという発想が減じていくように思える。

同時に、看病や介護をテーマとする孝行譚自体が減少していく。とりわけ国定教科書ではその傾向が顕著である。明治20年代半ばに登場し(唐沢;181-182頁)、30年代に定着する二宮金次郎の話は、朝早くから夜遅くまで父の看病に心を尽す話だが、国定期になると金次郎の例話から父の看病は消える。先の伊藤仁斎は国定教科書の孝を説く課には登場せず、5期(昭和18年)の中江藤樹(近江聖人)の話は、母のために「役」を辞めたことには触れていないものの、主眼はいかに学問に励んで「徳の高い学者」になったかである。

親の死を悼む例話についても同様な変化が見られる。明治33年の普及舎編の教科書は、渡辺登(華山)の父の死の場面について次のように書いている。渡辺登は大いに父の死を嘆き、

「みづから、筆をとりて、なみだながらに、父のなきがらにむかひて、其のすがたを写しとられき。かくて、手あつくはうむりし後は、つねに、父君のすがたを、わがみまにかけて、あさゆふ、をがまれ」た。

ところで、親の死を悼む例話はこれ以前には次のようなものがある。前出の橘逸勢の女は、尼となって10年もの間朝夕父の死を嘆き弔う。徐積は母の死後、水すいしょう獎口に入らぬこと7日。慟哭して血を嘔き、墓側に3年伏す。布袋屋与左衛門は父の死後家事を妻子に託して一室に閉じこもり、父母合わせて4年間喪に服す。矢田部黒麻呂は父母の死後、斎食さいじきを16年続ける。徳川光圀は、父の死後3日湯水も飲まず、忌中は一室にこもって靈位を拝し、靈廟を建てて毎月の忌日に追善を営む。孝はそもそもは、祖先崇拜や慰霊のためのものであるとされるが(加地, 池澤)、これらの話でも親の死をどれほど深く悼むかが孝のメルクマールとなっている。

渡辺登の例話は、今日からすればかなり大仰な印象を受けるが、それでも上記のものと比べると、死を悼む行為も心情もかなり脱宗教化し、簡略化している。渡辺登は、橘逸勢の娘や徐積、布袋屋与左衛門のように、親の死の弔いに我が身を捧げるようなことはなく、嘆き悲しんで閉じこもり、自らの職務や生活を顧みないということもない。

死を悼む例話もまた、国定教科書では急減する。次章で見る上杉鷹山の話は親の死を悼む話でもあるが、国定1期では父の看病や死の弔いはすべて削除される。二宮金次郎も同様である。その結果、国定教科書の孝行譚では、渡辺登が親の死を悼むほとんど唯一の例話となる。国定教科書は祖先祭祀などを説きつつも、他方で、慰霊としての孝、葬としての孝を衰退させていったのである。

看病・介護、死を悼む例話のこのような変化は、親と子の関係の変化を表していると思われる。前述のように、自分の身体を「父母ノ遺体」とする親への一体感と忠誠が前提にあるがゆえに、子にとって父母の看病や介護は何よりも優先すべきものであり、親の死は身をうち捨てて弔うに値するものだった。しかし、明治20年代半ば以降になると、七郎とすゑ女の言葉のように、おそらく仕事は親の看病や死のためになげ捨ててもいいものではなくなるのだろう。それは、「職業は独り一身一家の利益の為にのみ営むものにあらず、社会の繁栄を致さんが為の動作なり」(『高等小学修身書新制第3学年用』明治43年、宮田編2巻;500頁)と教えられるようになるからである。その結果、親を最優先することを讃えてきたはずの孝が、親子関係以外の生活や仕事、社会をも重視する孝へと変化していく。

とすれば、こうした例話の変化は、親への子の一方的な一体感や忠誠心が徐々に弱まり、子を社会の中に位置づけていく過程とも思える。だがこのことは、親子関係を疎遠にするものではない。むしろ、逆である。次に見るように、国定期に入ると、親の看病や死を悼む例話が減少することによって、親と子の睦ましい日常の関係をいかに作るかが孝の中心的なテーマとなっていく。

6 親子の情愛と役割

(1) 親を喜ばす

上流階層の孝行を描いた上杉鷹山の話は、明治30年代の教科書に登場し、国定教科書でも採用される。小山・古山編の教科書では、次のように書かれている。養父重定は能楽を好んだが、鷹山はあまり好まなかった。ある時、鷹山は「父君のかくまでに好ませらるるものを、われ好まずば、心をおき給はん。かくては、不孝に陥るべし」と思い、能楽を学んだ。そして、折々能楽の催しを行い、自身も演じて「父君の心をなぐさめられけり」。父が病気になった時には昼夜看病し、亡くなった時は睡眠も食事もほとんど取らなかった。

この鷹山の話は、調べた教科書の範囲ではあるが、明治前期の教科書の孝を説く課には登場しない。上層階級の孝行譚として明治前期に最も用いられたのは松平良房である。『勸孝通言』（明治6年）の松平良房は、幼い時から父母のいる方には足を伸ばさず、父母の言には敬して違わず、側のものとして話を聞いて父母に話が及ぶと必ず正座したというように、父母に礼を尽くすことと父母の言に忠実に従ったことが重視されている。だが、良房は明治前期の教科書にたびたび登場したにもかかわらず、明治25年の東久世『小学修身書』を最後に、孝行譚としては姿を消す(18)。

一方、明治25年の重野編教科書には、老いた母の同じ質問に何度も丁寧に答える亀田窮楽、父と母の命じた二様の料理を用意して「父母の心を、楽しむる」よう務めた伊達治左衛門、「父母の喜ぶ気色を見て、何よりの楽しみと」し、母のために自ら庭に松を植えた池田光政が登場する。上流階層の孝は、この頃から、父母に対する儀礼的な尊敬と忠実さから、いかに父母を喜ばせるかという方向に向かっていくように見える。

国定教科書1期（明治37年）では、こうした傾向がより顕著となる。鷹山の話は、国定1期では、父の看病と弔いが総て削除され、代わって常に父の所に行き安否を尋ねたことと、父の好むように庭を造らせたことが書き加えられる。2期（明治43年）では、能楽の話が削除され、父に自ら料理を給仕した話が加えられる。このように国定教科書では、死の場面が削除されることによって、日常生活でいかに親を楽しませ、喜ばせたかに孝が限定されていく。しかも、父に給仕するなど、自ら労を取ることによって、父と子の距離が縮められるのである。

(2) 子どもの労働と親の労働

子どもが働いて貧しい暮らしを支える話は、一貫して孝行譚の定番である。だが、幼い子どもに関しては、孝の内容や役割がかなり変化していく。

明治25年までの教科書には、親を養う子どもが多く登場する。長吉は8歳で病気の父母に

代わって「二親の飢えを濟すくひ」、万吉は父の死後、6歳にして病気の母を養う。留松は父が去ったあと、8歳で病気の祖父と母の生活を支え、岩次は父の死後、13歳で昼夜働き、母、祖母、弟2人の「一家五口岩次に頼りて糊口せり」。藤岡喜一郎は、7歳の時父が病気になり失明。餓死を待つばかりの中で、父と弟妹を養う。太郎八(9歳)・万亀(7歳)兄妹は、病気の母を看病しつつ、田圃の耕作に励む。新之助は「童子」であったが、父は病気、母は足が悪いために、備われて親と幼い妹2人を養う。いずれも、親の仕事の手助けではなく、一家の暮らしをほとんど子どもだけで支えているのである。

ところが、明治30年代に定番となる二宮金次郎は、これらの孝行譚とはやや異なる。金次郎は、大水の後、父を助けて働くが、親を養うわけではない。また、父が病気になった後、わらちをつくって売るが、そのお金で親を養うのではなく、父の好きな酒を買う。金次郎は弟を養うものの、親を養う訳ではないのである。もっとも、国定教科書では、12歳の時から父に代わって川普請に出るなど、金次郎がいかによく働いたかが強調されている。だが、それは「しごとにはげめ」(3・4期)の課で書かれていることに示されるように、勤労を説くためである。前述のように、働くことは単に親を助けるためだけではなく、社会的、国家的な意味を持つものとして位置づけられているのである。

かくして、国定教科書の孝行譚では、幼くして一家を支える子どもの姿はほとんど見られなくなる。幼い時から子どもは一所懸命親の手助けをすべきだが、幼い子どもが親を養うのではなく、親が子どもを養うものであるという発想が前提になるのだろう。

それとともに、孝行の内容も変化していく。このことをよく表しているのはおふさの例話である。国定1期の教科書では、おふさは8歳の時から親の暮らしを助け、11歳で奉公に出、主人からいただいたものは父母におくったと書かれている。この例話の文末には、「コーハ、オヤヲヤスズルヨリ、大ナルハナシ」という格言が付けられているが、内容としては、幼いながら親の暮らしを助けた話として読める。

しかし、2期になると、最後に「ひまがあれば主人のゆるしを受けて家にかへり、ねんごろに両親をなぐさめいたはりました」という文が付け加えられる。働いて暮らしを助けただけでなく、時々帰って両親をいたわったことが孝行とされているのである。3期では、主人からいただいたものを親におくったという文が削除され、親を訪ねていたわったことに重きが置かれるようになる。そして、第4期では、「オトウサンガ、シバカリニイッテ、ヒガクレルコロマデカエッテイラシヤラナイ時ニハ、シンパイシテ、トチュウマデムカヘニイキマシタ」という文が途中で挿入される。おふさの孝行のみを描いてきたこれまでの話からすれば、父の働く様子を描くことによって、子を養い育てる父の立場・役割を明瞭にしたと言えるだろう。つまり、子を養う親の役割が前提となることによって、幼い子の孝行は、親を養う話から、親を助ける話へ、さらには、親をいたわり慰める話へと変化していくのである。

(3) 親としての情愛

国定3期高等小1年女子用(大正6年)に登場する「そよ」は、酒好きの父善六が、酔って人の庭などに寝てしまうと、一つしかない蚊帳を持ってきて父の身を覆い、自分は蚊に刺されるのも気にせず、夜中傍らで父を守る。この話は、一見、身勝手な親への一方的な献身を描く古くさい話のように見える。だが、この話も明治前期の孝行譚とはかなり描き方が異なる。

そよの話は明治25年の末松『小学修身訓』にある中根東里の話によく似ている。東里の父は「身の行ひよからぬ人」で、東里が酔った父を迎えに行くと、「わが子なることをもわきまへず、さんざんに東里をののしり」、はては木のかげで寝てしまう。東里は家から蚊帳を持ってきて木に吊り、父を守る。このように中根東里の話では父の横暴さが強調され、父の心情は全く描かれない。この話では身勝手な親に一方的に献身することこそが讃えられるべき孝行なのである。

他方、そよの父は「もとより心まがれる者にあらずして、ただ酒に酔ひて前後を忘るのみ」である。だからこそ、後に善六は改心して、行状を慎むようになる。しかも、父の改心の情は期を追うごとに深まる。3期では、善六は「そよの孝心に感じて」行状を慎む。それが4期(昭和5年)では、「そよが父の酔って体を損ふことを気づかひ、又、人に迷惑をかけてはならないと心配してくれる孝心の厚いのに感じて」行状を慎み、「娘の親切を深く喜ぶ余り、近所の人にも涙を流して」娘のことを話す。5期(昭和19年)では、「父の善六は親」であるから、「そよ女の孝心は、おのづからこの父を感動させ」る。子の献身を当然のごとく受け止めていたこれまでの親と違い、そよの父は、親であるからこそ、娘の孝行を自分への「親切」として受け止め、喜びのあまり涙するのである(19)。

加えて、4期では、善六が乳飲み子を育てた話が冒頭に挿入される。そよは生まれた翌年に母と別れ、以後、父は乳をもらい歩き、自ら米汁を作って飲ませた。乳を慕って泣くときは、色々あやしてやっと眠らせた(20)。このように4期の教科書がわざわざ乳飲み子を育てる父の苦労を加筆したのは、父の改心の情の深さからすれば、子が報いるべき親の恩を強調するためではない。この当時すでに、親としての心情と役割を描かないわけにはいなくなっていたのだろう。

二宮金次郎の話も同様である。国定1期は、働いて父母を助けることが孝の主な内容だった。だが、2期巻2(明治43年)では、話が大きく変わる。「ハハハシルキニアツケタスエノ子ノコトヲシンパイシテ、ヨルモヨクネマセンデシタ。キンジラウハハハニネガツテ、オトウトヲヨビモドシテモラヒマシタ」。これは国定1期の教師用書や明治33年普及舎編の「友愛」の課で書かれていた内容だが、以後、この話が孝行譚として定着する。

孝行の内容が変わるとともに、母の子に対する思いが詳細に書かれるようになる。明治33

年の普及舎編教科書と国定1期の教師用書では、母は子を預けた後、「乳はり、いたさ、たへがたくて」眠れなかった。だが、国定2,3期になると、上記のように母はあづけた子が心配で眠れないという話に変わる。そして4期(昭11年)では、「母は、その日から、あづけた子のことが気にかかって、夜もよく眠れません。『今ごろは、目をさまして、ちちをさがして泣いてみるであらう。』と思ふと、かはいさうでならなくなり、いつも、こっそり泣いてみました」と、かなり詳しい記述となる。また、どうして寝ないのかと金次郎が聞くと、「しんばいしないでおやすみ」と答えるなど、金次郎に対する親としての気遣いも描かれる。金次郎も母の心を押し量って、「弟をうちへ連れてかへりませう。赤んぼうが一人ぐらゐみたって、何でもありません。私が一生けんめいにはたらきますから」と言うのである。

こうして金次郎の話では、子以上に母の思いが大きく描かれ、そうした母の思いに応えることが、孝行として位置づけられるようになる。それゆえ、この話は金次郎の孝行譚というよりも、母の物語であるかのような印象すら受ける。貧しさゆえに乳飲み子を手放した母が、子に対する思いをつのらせ、金次郎の言葉によって、子どもを育てていく決意をする。母は子どもを連れ戻しに行き、「親子4人は、一しょに集まって喜び合」う。金次郎の例話は、どんなに貧しくとも、親が子を手放さずに育てていくことの大切さと喜びを説く話でもあるだろう。

このように、親への子の献身のみを描いてきた孝行譚が、とりわけ国定期に入ると、親の子に対する心情と子を養い育てる役割を描くようになる。それは、親と子の「人情の自然」と親の「本務」が孝行の前提に据えられたからだろう。明治43(1910)年度から使用された『高等小学修身書新制第3学年用』は「家族国家」観を興隆させた教科書と言われるが(石田:7~8頁)、同時にはじめて「子として親を敬愛し親として子を愛護するは人情の自然なり」「親の子を愛護するは親たるものの本務なり」と説いた教科書でもある(宮田2巻:497頁)。そして、以後、もっぱら親子の「人情の自然」が孝の根拠とされる(21)。古い史談を題材にした孝行譚も、親と子の「自然」の任務を前提としたものへと変化せざるをえなかったのである。

おわりに

明治初期、修身教科書には、仇討ちや親の罪の身代わり、死をも厭わない子の献身、横暴な親、無慈悲な親に尽す話など、今日感覚からすれば、異様とも思える孝行譚が少なからず見られた。だが、これらは『幼学綱要』以後減少し、明治30年代には姿を消す。それは一つには、これらの孝行譚が国家の権限に触れるからであり、もう一つは、普通教育、国民道徳としてふさわしくないと考えられるようになったからである。近代の国民国家は家族に介入し、家族を国家の基礎単位として制度化するものである以上(西川)、孝もまた国家の介入と

制限を受けるものとなった。

明治初期のこうした孝行譚は、どんな親に対しても、どんな犠牲を払っても、子は孝を尽さなくてはならないと説くためのものである。そうした規範が近世の儒教道徳であるとすれば、これらの孝行譚の消滅は、封建的儒教道徳の否定と新たな〈近代の孝〉の創造を意味する。それはすなわち、親への子の一方的な忠誠や一体感を壊し、相対化することであった。明治初期の孝行譚は、「親ある事をして、我ある事を知らぬ」（柴田鳩翁）ことを讃え、我が身よりも何よりも親を最優先することを讃美した。だが、こうした明治初期の孝行譚は、国家への忠によって否定され、それとともに、仕事や生活といった社会関係が親子関係に介入するようになる。

〈近代の孝〉はまた、親の任務やあり方を道徳的に問うものでもあった。無慈悲な親や身勝手な親は否定され、一方的な子の献身を当然のごとく受け止めていた親が、子の孝行に感謝するようになる。同時に、子を「愛護」する親の任務が前提になることによって、幼くして一家を背負って働く子の姿が消え、孝行譚の中心テーマは、親を思いやり、安心させ、楽しませることへと変化する。国定教科書において顕著となるこのような変化こそが、親孝行を子の「自然」の情に基づく「普遍道徳」と見なす没歴史的な孝行論を生み出してきたのだろう。

もちろん、〈近代の孝〉もまた、親に対する子の服従や尊敬を否定するものではない。子の親に対する服従は、翻訳教科書が説くように、近代の道徳においても守られるべき価値である。だが、このことは親の任務を等閑視するものではない。〈近代の孝〉は一方的な子の服従を否定し、子を育て、教育する親の任務に対応するものとして、子の服従を位置づけたのである(22)。

- 注 -

1 深谷昌志も「教学大旨」（明治12年）以後、儒教道徳が復活し、義務教育では儒学的な徳育を大事にする気運が高まったとする(深谷;101-103頁)。唐沢富太郎は、第2期の国定教科書において「前近代的家族倫理」がピークに達すると指摘している(唐沢;285-286頁)。

2 しかし、川島は、近年でも孝に関する近代的な規範意識は、それほど成長していないとし、その要因として、特に「意識の側面では、儒教的=武士的イデオロギーが一応観念的にせよ絶対化されて教え説かれてきたからである」とも指摘している(川島;125頁)。

3 山住正巳は、教育勅語によって、日常の規矩きくと化した儒教が国家の緊急時に身命を捧げるための手段として位置づけられたと言う(山住;130頁)。山住の指摘のように、孝に関する分析はこれまで国家や忠

との関係に関心が集中してきた。それは、教育勅語の個々の徳目はすべて「皇運扶翼」に直結したものであり、「個々の徳目をつまみ食いすることはできない」という認識に基づくものであったろう(藤田;21頁)。こうした視点は孝と国家の関係を明らかにする上で大きな成果をもたらしたが、反面、個々の徳目に関する分析を抑止してきたものと思われる。

4 堀尾輝久は、家族国家観について次のように分析する。「儒教的家族主義が、家族に対する私的敬虔心である孝と、公的な忠誠心である忠との『連続性』をその特徴とするものであるならば『帝国』イデオロギーとしての『家族国家観』は、その両者の関係の断絶の自覚のうえに、公的なものの優位を説く『公德論』と結びついていた」(堀尾;96頁)。

5 山田昌弘は、「家族責任を負担すること=愛情表現」というイデオロギーが、近代家族を支える装置の一つであり、「近代社会は、その成立当初から、家族の責任負担と愛情とを結合させる言説を用意してきた」と指摘している(山田;65-66頁)。

6 孝行譚の引用ページは省略。原本のルビはカタカナ、筆者が付けたルビはひらがなで表した。

7 表においてゴシックで表したものは、①国家の権限に反するもの、②子の多大な自己犠牲を讃えたり、横暴な親への子の献身を説くもの、③架空的、神秘的、宗教的な例話である。ただし、本稿では③に関する分析は省略した。

8 衍義書に関しては、日本大学精神文化研究所『教育勅語関係資料集』に収録されたものを参照した。

9 このことは、国民道徳が「我が国民特有の道徳」を改変しつつ、新たに作り上げられてきたものであることを露見している。吉田熊次によれば、「国民道徳」は明治42,3年以後勃興したとされる(吉田;1頁)。

10 こうした教えは他の翻訳教科書でも説かれている。たとえば、代表的翻訳書である箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙』の後編(アメリカのウキンスロウ著)は、「父母若シ己レノ務ヲ怠リ其子ヲ教養セサルモ子タル者ハ之カ為ニ己レノ務ヲ行ハサル可カラス」「父母ノ性質如何ニ不善ナルヲ問ハス子タル者ハ必ス己レノ務ヲ行ハサルヲ得サルナリ」「父母或ハ其子ヲ傷ケ或ハ苛酷残忍ノ処置ヲ為シ或ハ其身不善ニ陥イリ賤シム可キノ行ヲ為スト雖トモ子タル者苟モ己レノ務ヲ遺忘セサル時ハ其心猶其父母ヲ愛慕セサル可カラス」と述べる(教科書体系1巻;150-151頁)。阿部泰蔵訳の『修身論』(アメリカのウェーランド著)も、「父母ニ命セラレタル事ハ其当否ヲ論セス只其父母ノ意タル故ヲ以テ之ニ従フノ任アルヲ云フ」「父母其職務ヲ欠クトキハ不孝ヲ行フテ可ナリト思フヘカラズ縦令父母父母タラスト雖トモ子ノ之ヲ愛敬スルノ職務ハ天ノ確定セルモノニシテ依然トシテ変スルコトナシ」と言う(同上書;366,368頁)。

こうした子の務めは「国法」とともに、「天命」「天道」に基づくものである以上、「不孝ノ者」は「天ニ逆ヒ国ニ叛ク者トシテ之ヲ咎ム」、親への愛慕の情を忘れた者は「恐ル可キ悪報ヲ受クヘシ」(『泰西勸善訓蒙』同上書;110-111,151頁)。もっとも、何よりも「天」に従うべきことから、「父母ノ命ト雖トモ非ナリト思フ事ヲ行フノ任ナシ」とも指摘されている。しかし、その場合でもなお「父母ニ抵

抗シテ之ト論争スルノ権」は子にはない(『修身論』同上書;366 頁)。翻訳教科書も、どんな親に対しても子は基本的に生涯子としての務めを果たさなくてはならないと説いているのである。

確かに、翻訳教科書は親の務めや権とともに子の務めと権を明記しており、子の服従の義務を法の規定によって成人年齢までに制限する視点も見られる。こうした点が西欧と日本との違いとして強調され、西欧に対する批判が集中したのだろう。だが、「子自ラ一身ノ責ニ任スルニ至レハ従順ノ任終ル」としても、「父母ヲ敬シ父母ヲ愛スルノ任ハ生涯存スル」。そして、父母が老いてからは「父母撫育ノ恩ヲ報シ」る時であるとして、生涯にわたって報いるべき親の恩を説いている(『修身論』同上書;368 頁)。

このような翻訳教科書の教えからすると、当時の西欧の近代道徳は、親に対する子の服従を否定するものではなかったのだろう。福沢諭吉が『童蒙をしえ草』を出したのは、西欧に関する「半解半知」、なかんずく「彼ノ洋学者流」が「自主自由ノ主旨ヲ誤認テコレヲ^{ほうし}放肆無頼ノ口実ニ用ル」ことの「害」を正すためであった(同上書;201 頁)。福沢諭吉は『童蒙をしえ草』を通して、西欧の道徳もまた決して「放肆無頼」ではなく、当時の人々にとって十分受け入れうるものであることを示そうとしたものと思われる。

西欧近代道徳が生涯にわたる親に対する子の尊敬と服従を説くものであったことは、フランス民法 371 条が「子はその年齢を問わず父母に対し名誉および尊敬の義務を負う」と規定し、プロイセン民法 2 編 2 章 249 条も同様に、「父権の消滅後も、子は親に対して子としての崇敬の念を払う義務を負う」と規定していたことからわかる。なお、明治 21 年に作成された旧民法人事編第一草案 189 条は、フランス民法に倣って、「子ハ終身其父母ニ孝養ヲ尽」すべしと規定したが、同規定は元老院の審議で削除され、結局、日本の民法はこうした規定を設けることはなかった。

11 お伽草子や歌舞伎を通して江戸時代に広く流布したとされる中国の「二十四孝」系説話の中には、『幼学綱要』が取り上げた例話以上に壮絶な話がある。たとえば、有名な「郭巨」の話は、老親を養うために 3 歳の息子を埋めようとする話である。実際に子を埋めた「郭世道」の話や、老いて病に倒れた親に自分の股の肉などを切り取って食べさせる話も残されているという。しかも、親に自分の肉を食べさせるこの「割股」という風習は、実際に中国で行われていたとされる(下見 1997;48-53 頁)。

もっとも、「二十四孝」は、江戸時代においても奇怪なことと見られていたようで、柴田鳩翁は、「晋の王祥が、氷をたたいて、鯉をもとめ、呉の孟宗が、雪中に^{たけのこ}筍をぬき、後漢の郭巨が、児を埋めころさんと致したことなど、今の人に見せたら、氣違ひのやうに思ひませう」と述べる。しかし、結論的には、「親ある事をして、我ある事を知らぬ」ことが「古今孝子の常」だとして、我を忘れた孝としてこれらを讃える(芳賀 166-167 頁)。

12 明治 19 年「小学校ノ学科及其程度」は、修身は教師が「談話」するとした。明治 24 年文部省訓令 5 号は教科書を使用するとしたが、明治 26 年文部省訓令 9 号は、「口授法」も認めた。

13 明治 19 年「小学校ノ学科及其程度」(発達史 3 巻;40 頁)。なお、明治 19 年の小学校令により導入

された検定制度は、「学年段階と児童の発達に応じた近代教科書を全国に普及させるうえに大きな役割」を果たしたと言われている(海後:78頁)。

14 明治23年「小学校教則大綱」(発達史3巻:95頁)。

15 久木幸男は、「国体の尊信」を儒教の論理から導き出すことは不可能であり、それゆえに、1880年代に元田永孚が儒教と国体の尊信を結合させようとした企てはことごとく挫折したと分析する(久木:264頁)。とすると、「国体の尊信」の導入は、1880年代には失敗したものの、1900(明治23)年の教育勅語において実現したことになる。元田の「功績」は、儒教を復活させたことにあるのではなく、儒教とは無関係の「国体の尊信」や「天皇崇拜」を教科書に導入したことにあるだろう。牟田和恵は『幼学綱要』以前の教科書では、「天皇を基本的に扱っていない」と指摘している(牟田:104頁)。このことは、例話の変遷からも言える。『幼学綱要』が採用した孝行譚で、国定教科書の孝の課の例話として残るのは、楠木正成と平重盛だけである。

16 国定教科書は、明治37(1904)年から用いられる。第2期は明治43年、第3期は大正7年(ただし尋常用全巻が揃うのは大正12年)、第4期は昭和9年(同、昭和14年)、第5期国民小学校用は昭和16年(同、昭和18年)から使用される。ただし、高等小学校用教科書の編纂時期は、尋常小学校用とずれる。ここでは、便宜上、宮田編前掲書が設けた期に合わせたが、本文中に使用開始年度を入れるようにした。

17 同書は昭和天皇への進講の草案。この記述は、頼山陽『日本外史』からの引用のように読めるが、『日本外史』の記述に最も忠実なのは、先の『修身宝典』である(頼:49頁)。しかも、杉浦重剛は、先の重盛のことばの後に、「将士其の忠孝の厚きに鎧の袖をぞ絞りける」といった文まで書き加えている。なお、同書は杉浦重剛『教育勅語-昭和天皇の教科書』として復刻されている(勉誠出版、2002年)。

18 ただし、松平良房の例話は、国定教科書2期、3期、4期の「ぎやうぎ」の課に出てくる。国定教科書は松平良房の行儀の良さを讃えるが、行儀が良いことがすなわち親孝行とは考えられなくなったのかもしれない。

19 国定4期(昭和6年)と5期(昭和19年)の高等科用で採用された甚介の話にも(国定教科書以前は「甚助」)、同様な変化が見られる。明治19年『普通小学修身談』では、母は「甚助我を養ひて。我が心の如くならざることなし。富貴の人の母といへど。我が心の如く楽きはあらじ」と言う。それが、国定4期では、「甚介が親切にしてくれるので何も心配なことがない。どんな富貴な人の親でも私程のしあはせ者はありますまい」。国定教科書の母は、甚介の行為を自分への「親切」として捉え、だから自分は「しあはせ者」だと言う。

20 そよの話は『官刻孝義録』に載っているが、同書にはこうした記述はないため(菅野校閲:69-70頁)、この部分は国定教科書の執筆者が書き加えたものだろう。

21 かつて孝は「天命」や「天道」に基づくものと捉えられてきた。だが、明治43年の同教科書以降、国定教科書ではもっぱら「人情の自然」ということばで、孝や家族関係が説明されるようになる。同教

科書は「合同生活の最も自然なるものは血族団体なり。父母を同じうする人人が父母の慈愛の保護の下に相依りて団結するは家を成す所以にして、実に人情の自然に基づくものなり」(宮田 2 巻 : 496 頁) と述べている。

「自然」ということばは、江戸時代、「おのづからなる」という意味で、主に副詞として使われていたとされる(相良)。それが明治以降、nature の翻訳語として用いられるようになる。柳父章によれば、法学の分野では明治 10 年代半ば、自然科学の分野では明治 30 年代に、自然が nature の訳語として使われるようになるという(柳父)。この時期はまた「宗教」という概念の成立期でもあった(磯前)。「天性」「天然」「天道」といった「天」の観念は、宗教と国家、宗教と教育との関係が問われたこの時期に、宗教の領域に押し込められることによって、国定教科書ではその使用が忌避されるようになったのだろう。その結果、天に代わって自然が、孝行を説明する用語として好んで用いられるようになったのではないかと思われる。

だが、「天命」「天道」から「自然」への変化は、単なる用語の変化ではないだろう。天の観念に代わって普及した「自然」という新たな言説は、人が身に付けるべき徳や道の根拠から超越性や絶対性を失わせることにつながったものと思われる。また、自然が血縁関係に等値されることによって、「天」が定めた様々な徳や道の中から、家族関係、とりわけ親子関係と孝が最も重要なものとして意味づけられることになった。自然=血縁関係という言説はまた、従来の天=父への子の一方的な服従を否定し、孝を親と子相互の「人情の自然」に基づくものとした。その結果、かつての親の「慈悲」は「慈愛」となり、子を「愛護」することが「親たるものの本務」となったと考えられる。

22 その後、むしろ親の教育責任の方が強調されるようになり、それとともに、子の従順さ(=言うことを聞く)は、孝行のコンテキストを離れ、しつけや教育の言説へと変化していくものと思われる。このことは国定教科書 4 期の孝の課(高等小児童用 2 年および女生用 2 年、昭和 6 年)の冒頭に記載された次の文から推測できる。「人は此の世に生まれ出ると、先ず父母の厚い慈愛に浴して成長するので、自然と父母に親しみ父母を愛する心が起こり、又知らず知らず素直な心も生ずるのである。此の心は他人に対する好意となり、信頼の念となるのである。人の一生に於いて大切な徳行は子として父母に事へることから始まるものである」(宮田 2 巻 ; 813、959 頁)。

この文では、親の慈愛も子の従順さも子どもの社会化や人格形成のためのものとして捉えられている。つまり、子どもが親に従うのはそれが子の道であるからとか親のためだとかいうのではなくて、子ども自身の成長のためであり、親の慈愛も子どもの発達や教育のための手段・プロセスとして意味づけられているのである。

なお、第 5 期国民学校高等科 1 年男子用・女子用の「孝行」の課でも、同旨の文章が冒頭に置かれている。また、5 期の国定教科書では、親に対する孝を説く孝行譚がほとんどなくなる一方で、親の教育の立派さを描く例話が収録される(4 年 17 課乃木大将の幼年時代、6 年 4 課杉百合之助)。

- 引用・参考文献 -

- 池澤優『「孝」思想の宗教学的的研究』東京大学出版会, 2002年.
- 石田雄『明治政治思想史研究』未来社, 1954年.
- 磯前順一「近代における『宗教』概念の形成」
小森陽一他編『岩波講座近代日本の文化史3 近代知の成立』岩波書店、2002年.
- 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房, 1989年.
- 海後宗臣他『教科書で見る近現代日本の教育』改訂版, 東京書籍, 1999年.
- 加地伸行『儒教とは何か』中公新書, 1990年.
- 唐沢富太郎『教科書の歴史』創文社, 1956年.
- 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店, 1957年.
- 木下明「親子思想の諸問題」中側善之助他『家族問題と家族法IV 親子』酒井書店, 1957年.
- 相良亨『日本の思想』ペリカン社、1989年。
- 沢山美果子「日本近代化と家族」『叢書〈産む育てる教える〉1 〈教育〉』藤原書店, 1990年.
- 下見隆雄『孝と母性のメカニズム』研文出版, 1997年.
- 下見隆雄『母性依存の思想』研文出版, 2002年.
- 白川蓉子「親を乗り越え生きること」松永伍一編『「親孝行」再考』明治図書, 1980年.
- 外岡茂十郎編『明治前期家族法資料第1巻第1冊』早稲田大学, 1967年.
- 菅野則子『江戸時代の孝行者』吉川弘文館, 1999年.
- 菅野則子校訂『官刻孝義録』上巻、東京堂出版, 1999年.
- 徳田進『孝子説話集の研究近代篇』井上書房, 1964年.
- 仲新他編『近代日本教科書教授法資料集成』第5巻, 東京書籍, 1983年.
- 西川祐子『近代国家と家族モデル』吉川弘文館, 2000年.
- 日本大学精神文化研究所『教育勅語関係資料集』第1集～第15集, 1974年～1991年.
- 芳賀登監修『日本道徳教育叢書』第2巻, 日本図書センター, 2001年.
- 久木幸男「明治儒教と教育」『横浜国立大学教育紀要』28集, 1988年.
- 広井多鶴子「〈親権〉の成立-明治民法の中の親・子ども・国家-」
日本教育政策学会編『日本教育政策学会年報』第1号 八千代出版 1994年
- 深谷昌志『親孝行の終焉』黎明書房, 1995年.
- 藤田昌士『道徳教育』エイデル出版, 1985年.
- 堀尾輝久『天皇制国家と教育』青木書店, 1987年.
- 牟田和恵『戦略としての家族』新曜社, 1996年.
- 文部省『明治以降教育制度発達史』龍吟社, 復刻版、1997年（発達史と略）。

矢治佑起『『幼学綱要』に関する研究』教育史学会『日本の教育史学』33集, 1990年.

山住正巳『教育勅語』朝日新聞社, 1980年.

柳父章『翻訳の思想』平凡社、1877年。

山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社, 1994年.

吉田熊次『国民道徳と其の教養』弘道館, 1928年.

和辻哲郎『和辻哲郎全集第13巻日本倫理思想史下』岩波書店, 1962年.

頼成一訳『日本外史1』岩波文庫, 1938年.

《付記》

本稿は下記の拙稿に加筆・訂正を加えたものである。

「修身教科書の孝行譚-近代の〈親孝行〉試論-

藤田英典他編『教育学年報』第10号 世織書房 2004（平成16）年4月